排水工事の流れ（標準）

前提条件として排水工事（宅内）については、町の指定工事店のみ申請可能です。
（取付管工事の申請については、指定工事店以外も可能）

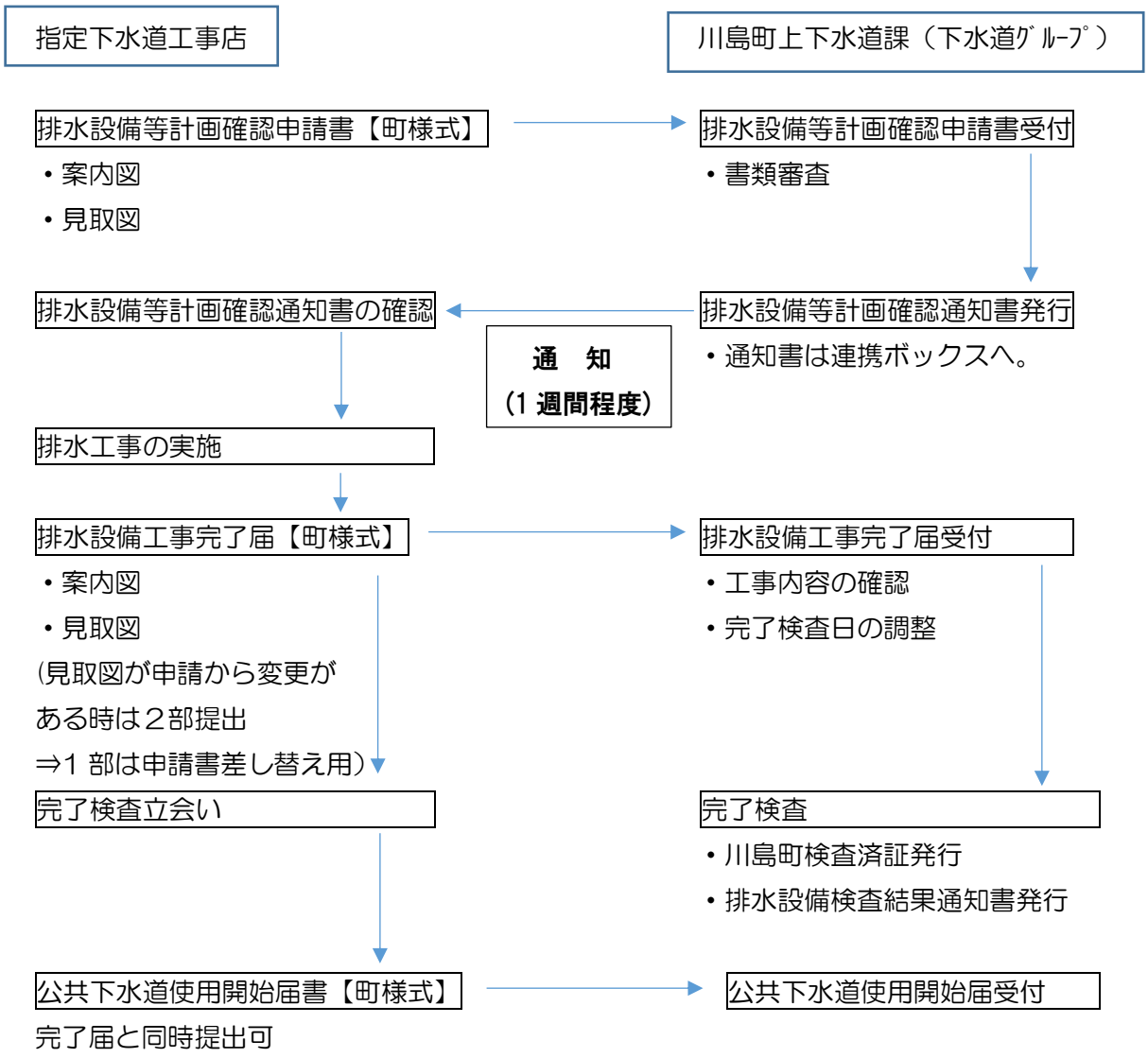

◆取付管の設置が必要な場合は、以下の提出もお願いします。

・取付管設置申請書【町様式】　１部

・道路占用許可申請用の添付書類　３部ずつ

⇒案内図（取付管設置申請書の下の部分は「別紙のとおり」の記載で OK)、平面図、断面図、道路復旧組成図、道路復旧平面図、保安図（国・県道)、写真（国・県・町道　新設取付管の位置を赤線で記入）

※取付管大きさは本管φ200～φ250 の場合はφ150 指定　最終桝位置は境界から 50ｃｍ以内
公道部分土被り 0.9m以上　他の下水取付管との離隔は基本的に１ｍ以上（難しい場合は要相談）
本管との接続支管はサンタック支管（番線巻き）かメカロック支管（ハンドル式　㈱サンリツ、㈱信明産業、㈱クボタケミックス、積水化学㈱製以外の場合はカタログ写し提出有）を使うこと

◆工事完了後写真提出（表紙に施主名・工事場所・工事会社名・工事日時記入　工事～仮復旧までと本復旧の２回提出　できる限り以下の内容①～⑬の写真の撮影をお願いします）

①着工前、②開削・掘削、③舗装カッター・舗装撤去汚水処理、④既設本管、⑤既設本管への取付位置の削孔（コア抜き)、⑥使用資材、⑦支管、⑧取付管布設、⑨宅内配管立ち上げ状況、⑩最終桝（公共桝)、⑪埋め戻し、⑫舗装仮復旧完成、⑬保安状況

・【町様式】と書いてある様式は町ホームページの例規集からも取得できます。

・川島町下水道条例施行規程　・川島町公共下水道取付管設置基準